

土 地 賃 貸 借 契 約 書

賃貸人 多治見消防長（以下「甲」という。）と、賃借人_____（以下「乙」という。）は、次の条項により土地の賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有にかかる末尾記載の土地を乙の駐車場用地に供するため、乙に賃貸し、乙はこれを借り受けるものとする。

（賃貸借期間）

第2条 本契約期間は、令和 年 月 日から令和 年3月31日までとする。ただし、期間満了1月前までに甲または乙から申し出がないときは、期間満了以後本契約が1年更新されたものとする。

（貸付料）

第3条 貸付料は、1区画あたり年額72,000円（税込）、月額6,000円とし、貸付料の改定については改定1ヶ月前までに甲、乙協議の上定めるものとする。

2 契約期間が1年に満たないときは、貸付料は月割により算定する。契約の開始日または終了日が月の途中で1月に満たない端数があるときは、これを1月とする。

（貸付料の納期）

第4条 乙は、甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに甲が指定する金融機関に貸付料を納付しなければならない。

2 甲は、契約期間を次の四半期に分割し、各期月末（金融機関の非営業日にあたる場合は直後の営業日）を納期限とする納入通知書を発行する。

第1期：契約期間中 4～ 6月分	納期限：当該年 6月末日
第2期：契約期間中 7～ 9月分	納期限：当該年 9月末日
第3期：契約期間中 10～12月分	納期限：当該年12月末日
第4期：契約期間中 1～ 3月分	納期限：当該年 3月末日

（貸付料の返還）

第5条 すでに納入された貸付料は返還しない。ただし、甲が必要と認めた場合はこの限りではない。

（遅延損害金）

第6条 乙は、貸付料を第4条第1項の甲が指定する期日までに納入しないときは、遅延損害金を甲に支払わなければならない。

2 遅延損害金の額は、貸付料の未納額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する割合を乗じて計算して得た金額に相当する額とする。ただし、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 遅延損害金の額を計算する場合においては、その計算の基礎となる納付金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとし、計算した遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が 100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

4 甲は、乙が貸付料を納期限までに納入しなかったことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、遅延損害金を減免することができる。

(契約の解除)

第7条 乙に次の行為があったときは、甲は何らの手続きを要せずに本契約を解除することができる。

- (1) 貸付料を指定期日までに納付しないとき。
- (2) 甲に無断で第三者に権利を譲渡したとき。
- (3) 多治見市が行う契約からの暴力団排除の措置要綱(平成22年告示第200号)第3条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (4) 甲のほか、国又は地方公共団体その他の公共団体において公用または公共の用に供するために、この土地を必要とするとき。

(契約期間内における解約)

第8条 乙が、本契約の契約期間内において解約を希望する場合は、甲に1月前までに申出をして解約することができる。ただし、甲が認めた場合はこの限りでない。

(免責事項)

第9条 駐車場内での物損及び人身事故等全て乙の責任において解決するものとし、甲が損害賠償請求を受けた際は、賠償額及び一切の費用を乙が負担しなければならない。

(規定外事項)

第10条 本契約に定めのない事項が生じたときは甲、乙双方誠意を持って協議し、その処理にあたるものとする。

本契約を証するため本書2通を作成し、双方記名押印(個人の場合は署名とする。)のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 多 治 見 市 消 防 長

⑨

乙 住 所

氏 名

⑨

【不動産の表示】

多治見市虎溪町2丁目33番4他

駐車場 区画番号 番 (位置図のとおり)